

大分県報

令和四年
第三四六号
九月三十日

（金曜日）

目次

規則

大分県農業協同組合法施行細則の一部改正……………一

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定……………二
- 生活保護法等による施術者の廃止……………二
- 道路区域の変更……………三
- 道路の供用開始……………三

規則

大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第四十一号

大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

大分県農業協同組合法施行細則（昭和五十四年大分県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二号中「第二百三十一条第一項第二十二号」を「第二百三十一条第一項第十八号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

大分県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和四年九月三十日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
医療法人北極会 しらくま歯科矯正 正歯科	医療法人北極会	別府市餅ヶ浜町九番三九号	令四・六・二五
日本調剤秋葉町 薬局	日本調剤株式会社	別府市秋葉町八番二五号	令四・八・一
訪問看護ステーション みそら佐伯	株式会社いちから	佐伯市内町二番二八号二階	令四・七・一
循環器リハビリ クリニック	医療法人聖心会 白杵循環器内科	白杵市大字大野字友田大道西三番四	令四・八・一
宮崎医院	医療法人宮崎医院	由布市庄内町大龍二三五七番地一	令四・七・一二
渡町台外科病院	吉川 健一郎	佐伯市長島町三丁目一三一一二	令四・八・一
医療法人信和会 和田病院	医療法人信和会	宇佐市大字出光一六五番地の一	令四・八・一
医療法人春陽会 河津内科呼吸器 科	医療法人春陽会 河津内科呼吸器 科	日田市石井町二丁目五九二一六	令四・九・一
武井医院	医療法人武井医院	別府市幸町一番二〇号	令四・九・一

医療法人財団親 幸会浜脇記念病 院	医療法人財団親 幸会	別府市浜脇一丁目六一二	令 四・ 九・ 一
児玉内科医院	医療法人児玉内 科医院	別府市北浜三丁目三番一二号	令 四・ 九・ 一
奥村日田病院	医療法人社団宗 仁会	日田市田島町五〇〇番地	令 四・ 九・ 一
歯科馬場医院	城下 功	別府市楠町一―二七	令 三・ 四・ 一
株式会社喜久屋 薬局三本松店	株式会社喜久屋 薬局	日田市三本松一丁目一―九	令 四・ 八・ 一
ローズ薬局	有限会社ローズ 薬局	津久見市上宮本町二二番一〇号	令 四・ 八・ 一
株式会社喜久屋 薬局大山店	株式会社喜久屋 薬局	日田市大山町西大山九〇五―一	令 四・ 九・ 一
わかば薬局	株式会社そうり ん	豊後大野市三重町赤嶺字深田一五 七一番地	令 四・ 九・ 一
けやき薬局	株式会社そうり ん	豊後大野市三重町小坂四一〇九― 六七	令 四・ 九・ 一
ヨシムラ薬局鶴 見病院前店	有限会社別府よ しむら	別府市石垣西六丁目六一―一六	令 四・ 九・ 一
(有)萬里薬局洲崎 店	有限会社萬里薬 局	白杵市大字白杵二の一〇七の七一 七	令 四・ 九・ 一
訪問看護ステー ションほのほの	株式会社びー・ まい・ふれんど	別府市山の手町九番三九号	令 四・ 九・ 一

大分県告示第三百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和四年九月三十日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
医療法人北極会 しろくま歯科矯正 正歯科	医療法人北極会	別府市餅ヶ浜町七番一九号	令 四・ 六・ 二五
田吹歯科医院	田吹 幸雄	日田市吹上町二番八号	令 四・ 六・ 三〇
すみれ薬局	黒川 一哉	日田市石井町二丁目五七二―八	令 四・ 六・ 三〇

大分県告示第三百九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者(開設者である施術者)を指定した。

令和四年九月三十日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
福本 亮太	福本整骨院	別府市東荘園四丁目二組A	令 四・ 九・ 一
鎌田 信之介	つくみ名倉整骨院	津久見市高洲町二―一三	令 四・ 八・ 二二

大分県告示第三百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。

令和四年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
玉木良一	たまき整骨院	中津市高瀬四五九―三	令四・七・一二
鎌田信之介	つくみ名倉整骨院	津久見市高洲町九―四 ラッグファン津久見店内	令四・八・一二
後藤進	後藤整骨院	別府市天満町一四―一五	令四・八・一八

大分県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和四年九月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年九月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
一般国道三八六号	日田市大字夜明字川崎一八〇五番一地从先から日田市大字夜明字エゴ一八三七番八地先まで	前	二一・七 メートル	二一・七 メートル	九四・五
		後	二一・七 メートル	二一・七 メートル	九四・五
県道日田鹿本線	日田市中津江村合瀬字渡神一二六五番一〇地内	前	一三・六 メートル	一三・六 メートル	一〇二・八
		後	一三・六 メートル	一三・六 メートル	一〇二・八
県道小挾間大分線	由布市挾間町赤野字今在家一四八九番二から由布市挾間町赤野字台一四八三番四まで	前	二〇・八 メートル	二〇・八 メートル	二三八・〇
		後	二〇・八 メートル	二〇・八 メートル	二三八・〇

大分県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年九月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年九月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二二号	日田市大字三和字喜四郎一五九番一〇から日田市大字渡里字拍手三二番二二まで	令四・九・三〇
一般国道三八六号	日田市大字夜明字川崎一八〇五番一地从先から日田市大字夜明字エゴ一八三七番八地先まで	
県道日田鹿本線	日田市中津江村合瀬字渡神一二六五番一〇地内	令四・九・三〇
県道戸畑日田線	日田市天瀬町馬原字大清水一三七番二から日田市天瀬町馬原字モツソフ一三二番五まで	